

平成28年度 第9回対馬市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成29年 3月27日(月) 午後2時から午後2時50分

2. 開催場所 峰行政サービスセンター 2階 会議室

3. 出席委員

・農業委員 (14人)

1番 永留正司	2番 桐谷善明	3番 神宮教子
4番 畑島孝吉	5番 縫田和己	6番 小宮貞司
7番 黒瀬勝弘	8番 岡村高史	9番 太田深雪
10番 阿比留なみ恵	11番 波田裕一郎	12番 松村英二
13番 初村重政	14番 早田茂	

・農地利用最適化推進委員 (14人)

永尾佐登志	永留静夫	糸瀬安則	春田新一
長瀬円	小宮正至	吉野敏	須川正直
西山義典	庄司幹雄	原田一義	佐伯武久
日高安実	波田優		

4. 欠席委員 (0人)

なし

5. 農地利用最適化推進委員委嘱状交付

6. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 会議書記の指名
- 第4 議案第30号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第31号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第32号 非農地証明書交付願いについて
議案第33号 非農地通知について
議案第34号 下限面積(別段の面積)の設定について
- 第5 その他

7. 農業委員会事務局職員

農業委員会事務局長	春日亀 剛 一
農業委員会事務局参事兼課長補佐	庄司克 啓
中対馬振興部地域振興課主任	牧山隆 広
上対馬振興部地域振興課副参事兼係長	糸瀬博 隆

8. 会議の概要

議 長

皆様、あらためまして、こんにちは、3月も残りわずかとなり桜の開花が待ち遠しい季節となりましたが、朝夕は、まだまだ寒い日が続いております。

そのような中、皆様には、農作業で忙しいところ、総会を開催しましたところ、全員ご出席いただきありがとうございます。

本日は、新しい農業委員、農地利用最適化推進委員が任命、委嘱されまして、初めての総会になります、どうぞよろしくお祈りいたします。

先ほど事務局より、説明がありましたが、総会に続き長崎県農業会議の前田課長様を講師に迎え研修会も計画してありますので、どうぞ最後までよろしくお祈りいたします。

また、私も会長になりまして、実質的には初めての総会で議長になりますが、何分、不裁け、不慣れでございますので、皆様のご協力の程をよろしくお祈りいたします。

それでは、総会に入ります。座って議事を進めさせていただきます。

ただ今より、平成28年度、第9回対馬市農業委員会総会を開会いたします。

現在の農業委員定数は14名、本日の出席者は14名で、総会は成立します。なお、農地利用最適化推進委員、14名もご出席いただいております。

それでは、対馬市農業委員会総会議事日程のとおり審議を進めます。

議事日程第1、議事録署名委員の指名、議事日程第2、会期の決定、議事日程第3、会議書記の指名ですが、私にご一任いただけますでしょうか。

(異議なしの声あり)

ありがとうございます。それでは議事録署名委員は、2番の桐谷善明委員、4番の畑島孝吉委員にお願いします。会期は本日、1日とし、会議書記は農業委員会、事務局長及び課長補佐を指名いたします。

つづきまして、議事日程第4、議案第30号の「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします、1件の申請でございます、事務局の説明を求めます。

(事務局長挙手)

事務局長

それでは、議案書の1ページをお開き願います、議案第30号、農地法第3条の規定による許可申請でございます。

番号1は、美津島町〇〇の〇〇さんから同地区の〇〇さんに田3筆、畑5筆を贈与するものであります、なお、経営面積は9,762平米でございます。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお祈りいたします。

議 長

ただ今、事務局の説明が終わりました、地元委員の補足説明をお願いします。

(12番委員挙手)

12番 松村英二委員

23日の午後4時半ごろ、私と担当の石丸君、〇〇君と譲渡人の〇〇と4人で

現地調査をしましたが、年齢的なものがある、息子さんに譲るということで何ら問題ないと思われまますので、ご審議の程、よろしくお願ひします。

議 長

ただ今、地元委員から補足説明がありました、質疑等ございませんでしょうか。
(質疑なしの声あり)

異議が無いようにありますので、賛否をお諮りいたします、それでは、議案第30号について、許可することに、賛成の方の挙手をお願いいたします。

全員挙手によりまして、原案のとおり、許可することに決定します。

次に、議案第31号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。1件の申請でございます。

事務局の説明を求めます。

(事務局長挙手)

事務局長

議案の説明をする前に、お願いと申しますか、ご説明することを忘れていました、農業委員会総会におきまして、農業委員に議決権があります、推進委員さんには、議決権がありませんので、挙手の必要はありません、お知らせするのを忘れていました、すみません。

ただし、総会の中に入ってもらい、発言、議案の地元委員としての説明、また、質問は出来ます。議決だけは、農業委員さんだけとなりますので、ご了解をお願いします。

それでは、議案第31号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」でございます。

番号1は、巖原町〇〇の〇〇さんから同地区の株式会社、〇〇、代表取締役、〇〇さんに田2筆を売買で椎茸ほだ場用地に、転用申請をするものであります、位置図、配置図等を3から10ページに添付しておりますので、ご参照ください。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願ひします。

〇〇、〇〇の話がありましたが、申請は〇〇であがってきていますので、〇〇で進めて行きます。

議 長

事務局の説明が終わりました、地元委員の補足説明をお願いします。

(2番委員挙手)

2番 桐谷善明委員

本件については、去る3月24日午前9時頃、農林課の皆川さん、石丸さん、ただ今、紹介のありました、〇〇の社長、〇〇さんと私で立会をしました。

次のページを参照いただければ分かると思ひますが、4ページから8ページぐらいまでを参考にしてください。一応、現在は、耕作の田んぼでありますけれど、それを椎茸のほだ場用地に転用するというものであります、その横も、すでに、〇〇さんとの、ほだ場がございまして、その隣になるところでございます。

5ページの中で、〇〇と書いてありましたから、私も〇〇と思ひておりましたけれども、あがってきているのが〇〇ということでありまます。

ですから、現在も5、6棟の、のが、すでに設置を右隣にされており、それからさらに、〇〇番〇〇番の中で6棟が予定されているそうでございますので、よろしく審議をお願いします。

(事務局課長補佐挙手)

事務局課長補佐

先ほどからでております株式会社、〇〇、株式会社、〇〇ということですが、今回申請があがっています、転用申請につきましては、株式会社、〇〇の関連会社の株式会社、〇〇からの申請でございます。

今、隣接地の下原の〇〇番地は、株式会社、〇〇が椎茸の栽培を行っております、今回は、〇〇という会社が運営を行うと、関連会社として、隣で椎茸の栽培をしたいということでございます。

議 長

ただ今、地元委員、課長補佐の補足説明がありました、質疑等がございませんでしょうか。

(4番委員挙手)

4番 畑島孝吉委員

説明委員の方もあまり内容をご存じないと思いますね、〇〇、〇〇、申請の場合、事務局の方で、ある程度の会社の把握というのは、全く無いわけですか、経営状況とか規模とか、会社の状況。

(事務局課長補佐挙手)

事務局課長補佐

今回は、法人からの申請でありまして、法人の場合は、法人登記簿をつけていただくことになっております、そこで確認しています。

その法人(登記簿)の中に、ですね、業務の方に、その目的、転用目的が記載し光栄からの申請につきましては、業務の中に椎茸の栽培ということが、謳われていますので、そこで確認をしています。

(推進委員挙手)

推進委員 糸瀬安則

〇〇、〇〇の代表取締役は同じ人でいいのですか。会社2つの代表取締役になっていいのですか。

(事務局長挙手)

事務局長

法人の代表者ということで、会社名が違って、社長が同じ人ということでありますが、法人法、法人登記法を調べてみないとはいっきりと答えられません。

現在、会社組織として、登記簿もあるということで、今回の申請は受けて、この審査にかけました、また、登記簿があるということは、その会社は正当であると判断して出しております。

ただ、詳しく会社の名前が違って、社長が同じで、それでも違法になるかなら

ないか、今のところ、はっきりとは申すことはできませんが、できればこれで、審議を進めていってもらいたいと思います。

(推進委員挙手)

推進委員 糸瀬安則

それは、あとで調べてもらえば、いいでしょうけども、登記がそういうふうになっていることは、そのものだけの登記が〇〇の〇〇さんになって、あとの〇〇という問題も〇〇さん、私が勘違いかしれませんが、あとで調べてもらえば結構です。ただ、椎茸のほだ場も大変いいことなのですが、私が懸念するのは、この地域は、過去を振り返って見ますと、土地改良でやった区域ですか、それとも〇〇が過去におられたときに、区画整理された場所ですか、地元委員さんお分かりだったら教えてください。

(2番委員挙手)

2番 桐谷善明委員

今、ご指摘のように、会社がやったというよりも、国の事業の中で、一部を企業が補助をするような、格好で復元工事をやっているということでご理解いただきたいと思います。

この場所もその中の一部であります。

(糸瀬推進委員 分かりました)

議 長

他に、質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

質疑が無いようにありますので、賛否をお諮りいたします。議案第31号につきまして、許可相当とすることに、賛成の方の挙手をお願いいたします。全員賛成でございます。原案のとおり、許可相当とし、長崎県知事に進達いたします。

次に、議案第32号の「非農地証明交付願いについて」を議題とします。3件の申請でございます。

事務局の説明を求めます。

(事務局長挙手)

事務局長

議案書の11ページでございます。議案第32号、非農地証明書交付願について、でございます。

番号1の申出人は、巖原町〇〇の〇〇さんで、申請地は同地区の畑1筆でございます。位置図、写真等は、12から16ページをご参照ください。

番号2の申出人は、巖原町〇〇の〇〇さんで、申請地は同地区の畑3筆でございます。位置図、写真等は、17から23ページをご参照ください。

番号3の申出人は、美津島町〇〇の〇〇さんで、申請地は同地区の田2筆でございます。位置図、写真等は、24から27ページをご参照ください。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしく申し上げます。

議 長

次に、地元委員の補足説明をお願いします。

(2番委員挙手)

2番 桐谷善明委員

32号の1、申出人が〇〇になっておりますけれども、現在は台帳で畑ですけれども、13ページから16ページにかけて写真等が添付してありますので、ご参照していただければというふうに思っております、畑に5、60年前から栗が植えてありました、2、30年は栗が採れたと思いますが、その後、ほったらかしのような状態で、現在は荒地になっております。従って山林化しているということで、地目変更を申し出てあります。16ページにその状況は写真でよく写っていると思いますのでよろしくお願いします。

次の2番目、〇〇さん、経塚の〇〇番の〇〇、〇〇番の〇〇、〇〇番の〇〇の畑なのですが、もうここは畑というよりも、これも5、60年も経っておりますか、19ページから23ページを参照していただければ、わかりやすいかと思っておりますけれども、竹林になっております、畑の様相は全く無いという状況でありましたので、山林が妥当と思っておりますので、よろしくお願いします。以上です。

議 長

次に番号3についてお願いします。

(12番委員挙手)

12番 松村英二委員

23日の午後4時頃、石丸君と〇〇君と私で〇〇さんと4名で立ち会いましたところ、申請地はですね、地盤の状況が耕作に不向きなうえ、昭和50年頃より耕作が放棄され、雑木等がはらんし、原野の状態になっているということと、取り付け道路が無いということで、非農地の申請をしたいということでございます、よろしくご審議の程、お願いいたします。

議 長

ただ今、地元委員から説明が終わりました、質疑等がございませんでしょうか。(なしの声あり)

質疑が無いようにありますので、賛否を問います、議案第32号の3件の申請につきまして、承認することに、賛成の方の挙手をお願いいたします。

全員賛成でございます、原案のとおり承認することに、決定します。

次に、議案第33号「非農地通知について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

(事務局長挙手)

事務局長

議案書の28ページをお願いします。議案第33号、非農地通知について、でございます。提案理由を読み上げます。

非農地通知申出書の提出があり、現地調査及び今後の利用目的において、農地として利用することが困難であるため、非農地として判断し、適正な農地管理に

努めるものであります。

非農地通知を発出すると判断される農地は対馬市峰町〇〇の畑、1筆 443 平米、所有者、〇〇、位置図写真等は29から30ページをご参照ください。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしく申し上げます。

すみません、位置図写真等の29から30ページを33ページまでご参照してください。すみません。

議 長

事務局の説明が終わりました、質疑等ございませんでしょうか。
申し訳ありません、後先になりましたが、私の不手際でございます。
この件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(1番委員挙手)

1番 永留正司委員

3月23日に事務局の庄司さん、中対馬振興部の牧山さん及び申請者であります〇〇さんと現地の確認を行いました、申請地は〇〇さんの自宅のすぐ裏で、雨が降る度に山からの水や竹等が流れ込み、耕作できる状況ではないとのこと、そのため、県営の治山事業の対象地になっており、保安林の指定のため、地目の変更が必要になったものです、現況と今後の事業により、農地では無くなるため、非農地にすることは問題ないと考えております。なお、通常の、農地を別のものに転用する場合、県知事の許可が必要です、農地法第4条及び農地法施行規則第25条第1項で、都道府県が行う事業は知事の許可不要となっております。以上、ご審議の程、よろしく申し上げます。

議 長

地元委員の説明が終わりました、質疑等ございませんでしょうか。

(なしの声あり)

質疑が無いようにありますので、賛否をおはかりいたします。

議案第33号につきまして、原案のとおり通知することに、賛成の方の挙手をお願いします、全員賛成でございます。

原案のとおり通知することに、決定いたします。

次に、議案第34号「下限面積（別段面積）の設定について」を議題といたします、事務局の説明を求めます。

(事務局長挙手)

事務局長

議案書の34ページをお開き願います。議案第34号「下限面積（別段の面積）の設定について」を説明します。

平成21年12月15日施行の改正農地法により、農業委員会が、農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域内の全部、又は一部について、これらの面積の範囲内での、別段の面積を定め、農林水産省令で定めるところにより、これを公示した時は、その面積を、農地法第3条第2項第5号の下限面積として設定できる、ことになりました。

これに伴い、「農業委員会の適正な事務実施について」が、平成22年12月22日

付けで、一部改正され、農業委員会は、毎年、下限面積（別段の面積）の設定、又は、修正の必要性について、審議することとなっております。

このため、今後の下限面積の設定については、以下のとおり提案いたします。

方針：現行の下限面積の変更は行わない。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしく願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりましたので、質疑、ご意見等ございませんでしょうか。

（なしの声あり）

質疑が無いようにありますので、議案第34号の下限面積（別段面積）の設定につきまして、異議ございませんでしょうか

（異議なしの声あり）

異議なしと認め、原案のとおり提供することに、決定いたします。

続きまして、議事日程第5、その他の事項ですが、何かありませんか。

（推進委員挙手）

推進委員 日高安実

要望なのですけれども。

議 長

協議会とします。

総会に戻します。

その他の事項で他にありませんか。

無いようにありますので、これをもちまして、総会を閉じたいと思います、皆様方には慎重に、審議いただき、ありがとうございました、これで、本日の総会を閉会いたします。なお、引き続き研修会がありますのでよろしくお願いいたします。どうも、ありがとうございました。